

土地売却要領（先着順）

令和8年7月1日

下記の要領で、一般公募（先着順）により土地を売却します。

1. 売却物件

所在地	地積(m ²)	地目	最低売却価格	備考
築港4丁目7142番18	107.23	宅地	4,396,000円	更地

2. 購入資格

この土地を購入できる方は、日本国内に居住する方とします。ただし、次に掲げる方は、申し込みすることができません。

(1) 玉野市の市有財産に関する事務に従事する職員

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する方

(成年被後見人、契約締結のために必要な同意を得ていない被保佐人、営業の許可を受けていない未成年者、破産者で復権を得ない方、指定暴力団員、指定暴力団の配偶者等)

(3) 次のいずれかに該当すると認められる方で、その事実があった後3年を経過しない方及びその方を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する方

ア 市との契約履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした方

イ 市の行う競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた方又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した方

ウ 市の行う競争入札の落札者が契約を締結すること又は市との契約者が契約を履行することを妨げた方

エ 地方自治法第234条の2第1項（監督又は検査）の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた方

オ 正当な理由がなくて、市との契約を履行しなかった方

カ 市との契約の後に対価の額を確定する場合において、当該対価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った方

キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した方

(4) 玉野市暴力団排除条例（平成24年玉野市条例第3号）第2条第1号及び第3号に規定する暴力団又は暴力団員等（入札参加者が法人である場合、役員に暴力団員等が含まれている場合も入札に参加できません。）

(5) 購入希望者又はその役員（ウ、エ及びオについては、購入希望者の経営に事実上参加している者を含む）が次のいずれかに該当する場合

ア 集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある団体の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であるとき、又は暴力団関係者が入札参加者の経営に事実上参加している場合

- イ 自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用していると認められるとき
- ウ 暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき
- エ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
- オ 暴力団関係業者であることを知りながら、これを不当に利用していると認められるとき
- カ 玉野市から受注した建設工事等の施工に際し、暴力団関係者から不当な介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を契約担当者に届けなかったとき
- (6) 市町村税（当該市町村税に係る徴収金を含む）を滞納している者
- (7) その他市長が不適当と認める者

3. 用途制限

売払い物件については、売買契約書において次の用途制限を付すとともに、これらの用途に使用するおそれのある第三者へ転売し、又は貸し付けることも禁止しますので、この点を理解されたうえで、入札に参加してください。

- (1) 玉野市暴力団排除条例（平成24年玉野市条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団の活動の拠点となる施設、その他これに類する施設の用に供することはできません。
- (2) 契約の締結の日から10年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供することはできません。

4. 購入についての注意事項（物件調査、引き渡し）

- (1) 本物件の購入を希望される方は、本書を熟読され、売払い物件の法令上の規制を承知したうえで申し込んでください。
- (2) 物件調書は、購入希望者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ずご自身において現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。
（物件調書に記載している建ぺい率・容積率は、地区計画や前面道路の幅員などを加味していません。）
- (3) 越境物が存在する場合には、隣接土地所有者との協議や電柱等の移設などに関して、すべて買受人において行っていただきます。
- (4) 水道に関する給水装置の修理や配管の移設並びに下水道に関する汚水枳の修理や排水管の移設等に要する費用は市では負担しません。
また、上下水道並びに電気など供給処理施設の引込みが可能である場合に、既設の埋設管等の補修や新たに敷地内への引込みを要することがありますが、市では、補修や引込工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出及び手続等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者などにお問い合わせのうえ、買受人で対応してください。
- (5) 建物及び付帯建物、工作物等の点検・修理・撤去、立木の伐採、雑草の草刈、切株の除去、フェンス・囲障・井戸など地上・地下・空中工作物の補修・撤去などの負担及び調整は、物件敷地の内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、一切市では行いません。
- (6) 売払物件については、原則、地下埋設物、地盤調査、土壌調査及び建物状況調査などは行っていません。
- (7) 売払物件については、現状有姿での引渡しとなります。（※現況と図面等が相違している）

場合、現況が優先しますので必ず現地をご確認ください。)

5. 購入申込

受付期間開始後に「市有地購入申込書」、「誓約書」を提出してください。（郵送可）

受付期間：令和8年7月1日（水）～

※受付期間初日で複数の申し込みがあった場合はくじにより購入者を決定しますが、

受付期間初日に他の申込者がいない場合は、その場で購入者を決定します。

受付期間初日に申込がない場合は、先着順に購入者を決定します。（郵送の場合は、到達順に受付しますのでご注意ください。）

提出先：〒706-8510 玉野市宇野一丁目27番1号

玉野市契約・財産管理課（市役所本庁舎2階）

提出書類：市有地購入申込書（実印が押されたもの）

玉野市暴力団排除条例に係る誓約書（以下「誓約書」という。）

6. 契約の締結

- ・申込日から起算して14日以内に契約を締結してください。契約を締結しない場合、申込みは無効となります。
- ・契約は所定の契約書を作成し、市、落札者双方が記名押印した時に成立します。
- ・売買契約締結の際、契約保証金として、契約金額の100分の10以上に相当する金額を、市が用意する納付書により納付していただく場合がありますのでご了承ください。
- ・購入申込者以外の名義人とは契約を締結しません。また、契約締結までに下記の書類を提出してください。提出がない場合又は市町村税に滞納がある場合には契約できません。

①個人で購入の場合

- ・印鑑証明書（3か月以内に発行されたもの）
- ・誓約書
- ・市町村税の完納証明書（直近のもの）

※玉野市に課税がない場合は、住民票上の住所地の市町村発行のもの。

②法人で購入の場合

- ・現在事項全部証明書（3か月以内に発行されたもの）
- ・法人の印鑑証明書（3か月以内に発行されたもの）
- ・誓約書
- ・市町村税の完納証明書（直近のもの）

※玉野市に課税がない場合は、納税地の市町村発行のもの。

（費用の負担）

- ・購入申込み並びに契約締結まで及び契約に要する一切の費用は、購入申込者の負担とします。

7. 売買代金の納入

売買代金（契約保証金を差し引いた金額）は、原則として契約締結日の翌日から起算して3箇月以内に納入していただきます。納入期限までに売買代金が完納されないときは、契約を解除します。この場合、契約保証金を納付している場合には、契約保証金は市に帰属されます。

8. 所有権の移転

所有権は、売買代金が完納された時に、市から買受人へ移転します。買受人（購入申込者）以外へは移転しません。

9. 登記手続き

所有権移転の登記手続きは、売買代金完納後、市が行います。なお、登録免許税は買受人が負担するものとします。

10. 契約保証金及び売買代金以外に必要な費用

- （１）契約に必要な印紙税
- （２）所有権移転の登記に必要な登録免許税

11. その他

本書に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令及び玉野市財務規則など関係法令の定めるところによって処理します。

12. お問い合わせ先

〒706-8510 玉野市宇野1丁目27番1号
玉野市財政部契約・財産管理課
電話：0863-32-5518